

松江市東出雲公民館施設・設備等使用規定

(趣旨)

第1条 松江市東出雲公民館（以下「公民館」という。）の施設・設備・備品（茶器・湯沸かし器などの備品類・空調設備その他の器具を含む。以下「施設・設備等」という。）の使用については、松江市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年松江市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(使用許可申請書)

第2条 公民館を使用とする者は、原則として公民館使用許可申請書（様式第1号）を、使用する3日前までに、所定の事項を記入して提出するものとする。

2 使用許可後に使用を中止するものは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(使用許可)

第3条 前条の使用許可申請書が提出されたときは、公民館使用許可書をもって使用許可の旨を通知するものとする。

(使用できる時間)

第4条 公民館を使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、必要に応じてこれを変更することができる。

(使用方法)

第5条 公民館を使用するときは、使用責任者は使用に関し必要な指示を受けなければならない。

2 使用後は施錠をした上でカギを返却するものとする。

(使用後の清掃、整頓)

第6条 施設・設備等の使用後は、時間内に清掃して所定の場所に整頓、返納するものとする。

(火災及び盗難予防)

第7条 使用責任者は、施設・設備等の使用を終了したときは、火気及び戸締りに注意し、異常の有無を確かめ、火災・盗難の予防に万全を期さなければならない。

(施設・設備等の取扱い)

第8条 施設・設備等の使用にあたっては、その取り扱いには十分注意し、棄損しないように努めなければならない。万一誤って破損又は損傷したときは、速やかに館長に届出、必要な指示を受けるものとする。

(使用後の手続き)

第9条 使用を終了したとき、使用責任者は、使用報告書に所定事項を記入の上、事務室に提出して点検を受けるものとする。

(使用料、光熱水費その他の実費)

第10条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他の実費は、公民館で定める額(別表1)を使用者が負担するものとする。

2 光熱水費その他の実費は、使用后3日以内に納入するものとする。

(雑則)

第11条 この規定に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

東出雲公民館 光熱水費その他の実費

(単位:円/時)

使用者区分 使用施設		地区内	地区外	備考
		1階	第1会議室	0
第2会議室	0		350	
西和室	0		350	
東和室	0		470	
調理実習室	0		470	
2階	大ホール	0	1,800	
	会議室	0	470	

(注) 使用者区分について

地区内・・・1使用人数の半数以上が東出雲地区内に居住する人で構成するグループや諸団体等。

地区外・・・上記以外のグループ、事業者や諸団体等。